

<p>件名</p>	<p>学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正について</p>
<p>提案理由等</p>	<p>学校職員の勤務時間その他の勤務時間に関する規則について、別紙のとおり所要の改正を行うことに関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく意見について、下記のとおり決定しようとするものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>異存なし</p>

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正について

教育委員会事務局総務課

1 改正の趣旨

職員の不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に、有給の特別休暇を付与することができるようにするため、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則について、所要の改正を行うもの。

※ 知事部局においても同様の規則改正を実施する。

2 改正の概要

(1) 休暇の事由

職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

(2) 休暇の付与日数

一の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の教育委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）の範囲内の期間

(3) 休暇の単位

1日又は1時間。ただし、残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

3 施行期日

令和4(2022)年1月1日

○学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年 月 日

栃木県教育委員会教育長 荒川 政 利

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成7年栃木県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別休暇)</p> <p>第11条 条例第13条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(6)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の教育委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間</u></p> <p>(7)～(18) 略</p> <p>2 <u>前項第6号の2、第8号及び第12号の2から第13号の2までの休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、当該休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</u></p> <p>3 1日を単位とする<u>第1項第6号の2、第8号及び第12号の2から第13号の2までの休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。</u></p> <p>(年次休暇等の換算)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 1時間を単位として使用した<u>第11条第1項第6号の2、第8号及び第12号の2から第13号の2までの休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第11条 条例第13条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7)～(18) 略</p> <p>2 <u>前項第8号</u>及び第12号の2から第13号の2までの休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、当該休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>3 1日を単位とする<u>第1項第8号</u>及び第12号の2から第13号の2までの休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。</p> <p>(年次休暇等の換算)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 1時間を単位として使用した<u>第11条第1項第8号</u>及び第12号の2から第13号の2までの休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(総務課)